

88 事業承継

昨今の景気後退が悪影響 新制度成立しても進まない

鈴木均 ● (株)メルサ代表取締役 / 事業承継コンサルタント

いわゆる中小企業の事業承継というものには、三つの方法がある。一つは親子など身内間での承継、二つ目は社員への承継、三つ目がM&Aという他人に事業を譲る方法だ。

二〇〇八年を振り返れば、五月に中小企業の事業承継を円滑に促進させるための法律である「経営承継円滑化法」が成立し、一〇月から施行された。さらに、各地の商工会議所や商工会など全国一〇二カ所には、中小企業の事業承継を支援する拠点、事業承継支援センターが開設された。

経営承継円滑化法の特徴は、従来の遺言や種類株(会社法)よりも、事業承継しやすいように、相続の際には自社株式八〇%の納税などがあっても遺族に保障される一定割合の相続財産 除外の適用があることだ。

こうした背景もあって、〇九年以降は事業承継、特に身内間での

事業承継が促進されると見る人は多い。事業承継に関する公的機関のセミナーも多く開催されている。だが、私はこういった国策による多数の事業承継支援という追い風がありながらも、事業承継はしばらく停滞すると見ている。正直いって進まないだろう。

その理由は明白だ。現在の経済状況を考えてみてもらえば、わかる。多くの中小企業は、三年先の事業計画を展望できないほど困窮しており、事業承継まで考える余力がないからだ。金融機関の融資審査が厳格化するなか、一カ月先の資金繰りさえ気になって仕方のない経営者が多いのが現実だ。

加えて、鳴り物入りで施行された経営承継円滑化法だが、じつは大きな問題がある。この法律の特徴として、相続の際には自社株式八〇%の納税が猶予される点は、すでに述べた。だが、この納税猶予には、事業の五年間存続と、八割以上の雇用維持という厳格な条



中小企業の事業承継問題は深刻化しているが……

件が求められているのだ。

考 えてみてほしい。ただでさえ、厳しい経営環境のなか、一〜二年先の状況もわからないのが中小企業だ。それなのに、五年間の事業承継と、事実上のリストラ禁止という条件が付随している。実際に、私がセミナーなどでこの点を説明すると「これでは無理だ」と多くの中小企業の経営者が口を揃えてぼやくのだ。

もう一つの特徴である遺留分除外の適用についても、現実を考えるとみれば、それほど大きな推進要因にはならないだろう。というのも、確かに、法律上は、遺留分を放棄してはもらえる。だが、実際

に放棄してもらうには、他の相続人を納得させるためにそれなりの額の資金を必要とする事例が多いからだ。

M&Aは徐々に普及

もつとも、M&A、会社の売却による事業承継は今後も徐々に広がっていくと予想される。じつのところ、私自身もM&Aで会社を売り、新しい会社を創業した一人だ。後継ぎが身の回りにおらず、しかも、将来的に事業が厳しいと感じるのであれば、「売れるものなら、会社を売ってしまいたい」と考える経営者が増えても不思議はないだろう。ただ、ここで重要なのは、売るタイミングだ。大企業とは異なり、中小企業経営者には、会社の売却に抵抗を感じる人も少なくない。だが、ためらうあまりタイミングが少しでも遅れ、ひとたび財務内容が悪化すれば、もう買い手はつかない。どの形態の事業承継でも、それなりの準備と決断が求められるのだ。



すぎき・ひとし / 一九七七年亜細亜大学経営学部卒業。二〇〇二年事業承継した会社を売却し、現職。著書に「継ぎたくない会社はさっさとM&Aしなさい!」など。